

意見書案第 4 号

令和 2 年 6 月 2 3 日提出

提出者 松山市議会議員 土井田 学

本 田 精 志

角 田 敏 郎

渡 部 昭

丹生谷 利 和

池 本 俊 英

令和 2 年 7 月 2 日 原案可決

家庭教育支援法の制定を求める意見書について

家庭教育支援法の制定を求める意見書を次のとおり提出する。

記

家庭教育支援法の制定を求める意見書

現在、核家族化の進行、地域社会のきずなの希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化は著しく、子供に対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘され、極めて憂慮されるところとなっている。

厚生労働省の発表によると、児童虐待の相談件数は毎年 1 万件を超えて増加し、平成 30 年度には過去最多の 15 万 9,850 件に上るなど、一層深刻さを増している。また、若い父親と母親による出産や育児などが、人間関係の希薄化した社会の中で孤立してしまう状況も増えており、行政として積極的な家庭教育への支援が必要となっている。

未来の社会の担い手である子供たちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなるとともに、教育基本法第 10 条は、父母等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、国は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学習の機会及び情報の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定している。

よって、国においては、家庭教育の支援に関する施策の総合的な推進を図るため、家庭

教育支援法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣